

年金

国民年金の加入者の方へ

加入条件が変更になったときは届出が必要です

国民年金第2号被保険者(厚生年金や共済年金に加入されている方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入する年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生などが対象となり、手続きは市町村役場の窓口で行います。

第2号被保険者

会社や官公庁に勤務し、厚生年金や共済組合に加入している方が対象となり、手続きは会社や官公庁が行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象となり、手続きは第2号被保険者の勤務先で行います。

第3号被保険者に該当したとき以外にも配偶者が退職したときなども届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市町村
本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金などに加入したとき	第3号→第2号	本人の勤務先
配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金の制度が変わったとき(厚生年金→共済年金など)	第3号→第3号 種別変更はない 届出が必要	第2号被保険者の勤務先
本人の住所が変わったとき	—	第2号被保険者の勤務先

地上デジタル放送準備のための総務省による相談会を開催します！

平成23年7月、これまでのアナログによるテレビ放送が終了し、デジタル放送に完全に切り替わるまで残り1年を切りました。総務省北海道東テレビ受信者支援センター【「デジサポ道東」】では、地上デジタル放送の相談会を開催します。わからないこと、お困り事のある方はぜひ左記会場へお好きな時間にお気軽にお越しください。

◆会場と日程

●幕別町役場 9月13日(月)～14日(火)

●札幌内支所 9月15日(水)～17日(金)

●忠類総合支所 9月14日(火)

◆相談時間

午前9時30分～午後3時30分

◆問い合わせ先

●総務省北海道東テレビ受信者支援センター

☎0154-99-0101

●総務省地デジコールセンター
☎0570-07-0101

